



令和6年度 豊田市野生鳥獣被害防止対策事業の概要

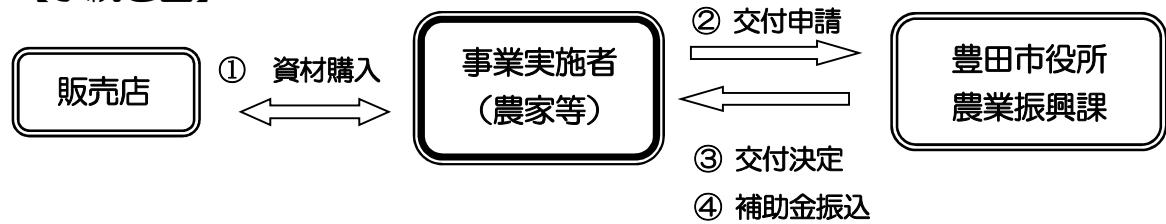


電気柵等の資材費を補助します！！

申 請：資材を購入し、設置してから

受付期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

【手続き図】



1 販売店で資材を購入し、資材を設置します。

- ①販売店で資材を購入（購入資材の内訳が分かる「納品書等」と「領収書等」を受け取る。）
※納品書、領収書等の宛名の方が申請者になります。
- ②設置前に「購入資材」の写真を撮影（購入した資材がすべて写るように撮影してください。）
- ③資材の設置（農地をひとつづつに設置し、鳥獣の侵入を防ぎます。）
- ④設置後に「設置状況」の写真を撮影（購入した資材がすべて写るように撮影してください。）

2 農業振興課へ交付申請書を提出します。（郵送可）

豊田市野生鳥獣被害防止対策事業補助金交付申請書兼実績報告書、事業計画書兼事業実績書	様式第1号、第2号
事業実施箇所位置図	様式第2号に貼付
購入資材のカラー写真	購入した資材全部が分かるように
設置後のカラー写真	設置箇所全体が分かるように
購入資材の内訳がわかる納品書等の写し	令和6年4月1日以降のもの
購入資材の領収書等の写し	宛名は申請者
認定証書の写し	認定農業者及び認定新規就農者の場合
会社法人登記簿謄本	法人の場合
請求書	請求者名と振込口座の名義が異なる場合は委任状が必要
振込先口座の通帳の写し	

3 農業振興課で書類を審査し、交付決定通知書を送付します。

4 補助金を指定の口座に振込みます。（交付決定通知より約1か月後）

（裏面へ続く）

●対象者 市内において農業を営む者

農業者 個人及び法人

●対象物 次のいずれにも該当するもの

- 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに購入・設置したもの
- 市内の耕作地に設置するもの
- 鳥獣による耕作地への侵入を防止するために設置する資材
(電気柵・ワイヤーメッシュ柵・ネット柵など)

※特に電気柵については電気用品安全法適合品（PSEマーク記載の品物）

を使用し、改造等をせず取扱説明書に従い安全な方法で使用してください。

●対象外 対象にならないもの

忌避資材（音・匂い・光などにより防除するもの）。設置に使用する道具。

消耗品（電池・バッテリー等）。除草マット。切断料。送料。振込み手数料など。

●注意点

- 1 申請は、一農家世帯につき、同一年度に1回のみです。
- 2 原則、四面すべてを囲ってください。（部分設置は不可）
- 3 市を通して補助を受けた地番は、償却期間内の新たな申請はできません。
(電気柵8年間、金網柵14年間、その他ネット柵等5年間)
- 4 自己保全及び農作物の無い農地の申請は原則対象外です。
- 5 被害鳥獣が変わる場合で、上記資材を増設し、防除柵を高くする等の対策の場合、既に補助を受けている地番でも償却期間に関係なく対象となります。※償却期間は、最長の資材に統一されます。部分設置不可。
- 6 購入資材及び対象地番は、資材の償却期間中は、保有・管理していただきます。※償却期間内における購入資材の移設は補助金の返還対象になります。(耕作者が変わった際の移設も返還対象)

●補助額 次の金額のいずれか低い方の額になります。

- 1 資材費の1/2（消費税含む、千円未満切捨）
- 2 上限額 5万円（認定農業者及び認定新規就農者 20万円）

●受付期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

※先着順に受付し、予算がなくなりしだい終了となります。

●提出場所 豊田市役所 農業振興課（郵送で提出することが出来ます）

※旭支所、足助支所、稻武支所、小原支所、下山支所、藤岡支所に
提出することもできます。

●その他

- 1 補助金の振込みは、交付決定通知書の発送日から1か月程度かかります。
- 2 設置後の効果等について、後日アンケートなどを提出していただくことがあります。
- 3 偽りその他不正な手段による申請であった場合は、補助金を返還していただきます。
- 4 資材の設置作業及び設置後は、事故に十分注意してください。
なお、発生した事故、損害について市では責任を負いません。

【問合わせ】 豊田市 農業振興課 農村担当

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

電話 0565-34-6785 / FAX 0565-33-8149